

西ノ島町公告 第28号

西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想策定委託業務に係るプロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和5年7月19日

西ノ島町長 坂 栄 一 秀



西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想策定委託業務に係る委託業者選定にあたり、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

1. 目的

本委託業務は、西ノ島町内で社会福祉法人の3法人及び隠岐島前病院の連携によって満たされているニーズの現状を踏まえ、今後、人口減少、高齢化の進展に伴う将来を見据えて地域住民のニーズを把握し、国の動向、客観的データを基に将来的に適切な介護需要を見極めた上での当町の施設整備、再構築を推進していく骨子案を令和6年10月末までに作成することを目的とする。

2. プロポーザルの概要

- (1) 業 務 名 西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想策定委託業務
- (2) 業 務 内 容 西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想(案)の設定及び作成。詳細は、「西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想策定委託業務仕様書」によるものとする。
- (3) 履 行 期 間 契約締結の翌日～令和6年10月31日
- (4) 契約限度額 21,000,000円(税抜き)

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者。

- (1) 参加できる者の形態は、単独の法人または複数の法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)とする。なお、コンソーシアムの場合は、各法人の役割分担及び代表となる法人が協定書で定められていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 西ノ島町から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続き開始の申立て、民事再生法(昭和11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 主たる事務所を置く都道府県において入札参加資格(指名)停止を受けている期間中ではない者あること。
- (6) 主たる事務所を置く都道府県の賦課徴収する全て(区又は府)の税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 西ノ島町暴力団排除条例(平成24年西ノ島町条例第1号)第4条に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団又は、暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (8) 西ノ島町の指名競争参加資格者名簿に登録があること。ただし、名簿に登録されていない

い者が参加する場合には下記①～④の書類を提出すること。

- ①履歴事項全部証明書
- ②会社概要書及び業務経歴書
- ③財務諸表
- ④業務実績のわかる書類

- (9) コンソーシアム構成員は、他のコンソーシアム構成員として、また単独法人として重複参加してないこと。コンソーシアムには適切な名称を付け、その名称で応募すること。
- (10) コンソーシアムの場合は、各構成員が、(2)から(8)までの要件全てを満たしていること。
- (11) 過去5年間（平成30年度から令和4年度）において、介護事業所並びに医療機関の経営診断、分析、経営改革計画等のコンサルティング業務（以下、「コンサルティング業務」という。）を行った実績があり、かつ仕様書に基く基本構想の策定を適切に行える者であること。
- (12) 契約の相手方となった場合に、「仕様書」等に記載された内容を遵守し、誠実に契約を履行することができる者であること。また、策定した基本構想の実現に向けた実行支援業務を適切に行える者であること。

4. 審査

西ノ島町において、仕様書に基づき提出された参加表明書及び企画提案資料により、西ノ島町において設置する「西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想策定委託業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）により、書面及びプレゼンテーションの審査を行い、最優秀提案者を選定する。なお、提案者が多数の場合は、審査委員会において事前に書面審査を行い、優良提案者を4者程度選定したうえで、優良提案者によるプレゼンテーションを実施する。

また、提案者が1者の場合は、プレゼンテーションを実施した後、審査委員会において適否の評価を行うこととし、評価の結果「適」となった場合は、最優秀提案者として取り扱う。

5. 事務局

西ノ島町健康福祉課（担当：堀江 攝八）

〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4

電話番号 08514-6-1182

E-mail kenko-hukushi@town.nishinoshima.shimane.jp

6. 契約の締結

- (1) 受託候補者と企画提案書等を基本に協議を行い、協議が調った場合に、予算の範囲内で契約を締結する。
- (2) 本業務の目的達成のため、(1)の協議において、企画提案書の内容等を一部変更する場合がある。

7. その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、別添及び「西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想策定委託業務実施要領」によるものとする。